



川俣町



定期予防接種再接種費用助成事業について

造血幹細胞移植等により、既に定期接種によって得ていた免疫が消失または低下し、医師の判断により再び当該予防接種を受ける方に対し、再度予防接種を受ける費用を助成します。

◎ 対象者

次のすべての要件を満たす、再接種当日時点で川俣町に住民票がある者。

- ① 予防接種法が定める定期予防接種を過去に接種し、造血幹細胞移植等により、定期予防接種によって得た免疫が消失または低下したため、再接種が必要と医師が認める者。
- ② 再接種を受ける時点で20歳未満の者。

◎ 対象となる予防接種

- ①五種混合 ②三種混合 ③二種混合 (DT) ④不活化ポリオ
- ⑤Hib ⑥小児肺炎球菌感染症 ⑦B型肝炎 ⑧BCG (結核) ⑨麻しん風しん混合 (MR)
- ⑩麻しん ⑪風しん ⑫水痘 ⑬日本脳炎 ⑭子宮頸がん予防ワクチン (HPV)

◎ 助成金額

予防接種に要した費用。

ただし、当該再接種を実施した日の属する年度における町の定期予防接種委託単価を上限とする。

◎ 助成の流れ

① 助成の申請

再接種を受ける前に、必要書類ア～エを川俣町に提出する。

- ア 川俣町定期予防接種再接種費用助成認定申請書 (様式第1号)
- イ 再接種が必要と医師が判断したことを証明する書類 (定期予防接種再接種にかかる意見書 (様式第2号))
- ウ 造血幹細胞移植等を受ける以前の定期予防接種歴が確認できるもの (母子健康手帳等) の写し
- エ 被接種者と申請者の本人確認書類 (マイナンバーカード等)

② 認定決定

認定決定後、川俣町より川俣町定期予防接種費用助成認定通知書が届く。

③ 再接種を受ける

④ 助成金請求の申請

接種日が属する年度内に必要な書類ア～ウを川俣町に提出する。

- ア 川俣町定期予防接種再接種費用助成金申請書兼請求書 (様式第5号)
- イ 当該再接種歴が確認できる書類 (母子健康手帳又は予防接種済証等)
- ウ 再接種にかかる医療機関の領収書及び医療費明細書

⑤ 助成金の交付

川俣町より助成金が振り込まれる。※請求から振込まで約2週間から1か月程度かかります。



申請・問い合わせ先

川俣町役場 保健福祉課 健康増進係

〒960-1492 福島県伊達郡川俣町字五百田30番地

電話 024-566-2111 (内線 2202)